

## 議 事 日 程

令和2年4月21日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第1号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）
- 専第2号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 専第3号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）
- 専第4号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第25号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第27号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- 日程第7 議長辞職の件
- 日程第8 副議長辞職の件
- 日程第9 副議長の選挙
- 日程第10 常任委員会委員の選任の件
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任の件
- 日程第12 同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

### 出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	桂川憲生	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
診療所事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 居 石 浩 之

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和2年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第4号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの4件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和2年4月21日提出、東白川村長。

記1. 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）（別紙）。2. 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。3. 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）（別紙）。4. 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第1号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,154万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,198万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年3月31日、東白川村長。

2ページから5ページまでの歳入歳出予算の補正の説明を省略させていただきまして、6ページの地方債補正を御覧ください。

第2表 地方債補正。

この中で起債の方法、利率、償還の方法は変更ありませんので省略させていただき、目的と限度額のみ朗読させていただきます。

公共事業等、限度額50万円を減額し3,210万円。施設整備事業、限度額20万円を減額し530万円。過疎対策事業、1,180万円を減額し1億9,200万円。過疎対策事業（ソフト）分、140万円を減額し3,620万円。公共施設等適正管理推進事業債、10万円を減額し2,360万円。いずれも事業確定に伴う減額でございます。

次に、8ページからの事項別明細書を省略させていただき、11ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

2款5項1目森林環境譲与税、補正額は1,000円の増額でございます。額の確定によるものでございます。

8款1項1目地方特例交付金、補正額は70万8,000円の減額でございます。子ども・子育て支援臨時交付金の額の確定によるものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額3万4,000円の減額でございます。農用地等修繕工事分担金の事業費の確定による減額でございます。

12款1項8目土木費使用料、補正額は83万8,000円の追加でございます。木曾渡の住宅使用料につきまして増額するもので、これにつきましては、12月補正で若干誤りがありましたので、今回、しっかり見直しをさせていただいて算定したことで増額させていただくものでございます。

12款2項2目総務費手数料、補正額7,000円の減額、通知カードの再交付手数料ということで実績による減額でございます。

4目衛生費手数料8万3,000円の減額、説明欄を見ていただきまして、可燃ごみ袋代で6万1,000円、不燃ごみ袋代で2万1,000円、粗大ごみシールで1万円、廃油回収容器の貸出手数料で3,000円、それぞれ実績による減額でございます。一般廃棄物収集運搬等許可更新手数料1万2,000円の追加

につきましては、2年に1度の手数料の更新が必要でありましたが、当初で入っていなかったため、今回補正させていただきました。誠に申し訳ありません。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は6万円の追加でございます。未熟児養育医療費国庫負担金の額の確定による増額でございます。

2項2目総務費国庫補助金、補正額は20万7,000円の増額でございます。個人番号カードの交付事業費の補助金の額の確定により増額されたものでございます。

3目民生費国庫補助金、補正額は349万4,000円の減額でございます。プレミアム付商品券の事務費のほうで31万2,000円、商品券の発行のほうで318万2,000円の減額で、それぞれ減額ということで事業費の確定によるものでございます。

4目衛生費国庫補助金7万5,000円の追加でございます。感染症予防事業費の補助金の実績により追加されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項3目民生費国庫委託金、補正額は6万7,000円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、国民年金の事務委託金につきまして2万2,000円の減額で、これは額の確定による減額でございます。年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金5万1,000円の追加と、その下のシステム改修分3万8,000円の追加につきましては新しいもので、2月、3月の事務費分とシステム改修について追加されるものでございます。

14款1項4目衛生費県負担金、補正額は3万3,000円の追加でございます。未熟児養育医療費、県の負担金の額の確定による追加でございます。

2項2目総務費県補助金、補正額は79万1,000円の減額でございます。説明を見ていただきまして、自主運行バスの運行費補助金が69万1,000円の減額で、こちらは額の確定によるものでございます。その下の老朽危険空家解体事業補助金10万円の減額につきましては、対象がなかったことによる減額でございます。

6目農林水産業費県補助金160万4,000円の減額でございます。農業費補助金のほうで地産地消事業の補助金1万2,000円の減額、県単農業施設整備補助金25万9,000円の減額、環境保全型農業直接支払交付補助金3万1,000円の減額、これは全て事業費の確定によるものでございます。

林業費の補助金のほうでは、野生鳥獣被害防止助成金5万円の追加、これは許可実績によって追加されるものでございます。野生鳥獣保護管理推進事業補助金1万5,000円の減額、自伐林家型地域森林整備事業補助金73万6,000円の減額、次のページの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金60万1,000円の減額、これはいずれも実績によります減額でございます。

続いて、3項2目総務費県委託金、補正額は45万8,000円の減額でございます。選挙費委託金では、参議院議員選挙の委託金について43万5,000円の減額、統計調査費委託金では、農林業センサスの委託金について2万3,000円の減額ということで、それぞれ額の確定による減額でございます。

6目農林水産業費県委託金11万円の減額、100年の森づくり計画策定業務の委託料ということで、事業費の確定による減額でございます。

15款1項2目利子及び配当金、補正額は1,000円の増額でございます。越原センターの太陽光の維持の基金利子でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額は268万円の増額でございます。こちらにつきましては、ふるさと思いやり基金の寄附金ということで、2月分、3月分を予算計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

17款1項1目財政調整基金繰入金、補正額は5,000万円の減額でございます。財調の繰入れを減らすものでございます。

19目農用地等保全対策基金繰入金14万円の減額でございます。こちらも事業費の確定による減額でございます。

18款1項1目繰越金、補正額は5,443万1,000円の追加をお願いするものでございます。前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

19款4項4目雑入、補正額は149万3,000円の増額でございます。説明欄を御覧いただきまして、福祉医療費の過年度分戻入金が126万3,000円の追加でございます。ペットボトル収集運搬業務の還付金4万5,000円の減額、資源缶の収集運搬業務の還付金1,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次のページのムクハウス浄化槽の管理料負担金につきましては3万7,000円追加となっております。施設の管理のほうを教育委員会から総務課のほうへ移管したため、このような変更になりました。太陽光発電売電収入ということで、役場、中学校、五加センター分で2,000円を増額させていただきます。障害者自立支援給付金、県の過年度分の精算金が7万7,000円増加となっております。住宅敷金につきましては15万円の追加ということで、退去者1人分の費用でございます。保育実習受託料ということで2月に1人受け入れましたので、1万円の負担金を頂いております。

続いて20款1項3目民生債、補正額は140万円の減額でございます。こども等医療費に充当する分でございます。過疎対策債でございます。

4目衛生債、補正額は990万円の減額で過疎対策債でございます。医療・福祉ゾーン整備事業に充当するものでございます。

6目農林水産業債40万円の減額ということで、こちらも過疎債ですけれども、営農機械整備補助事業のほうで10万円の減額、県営農道事業負担金で30万円の減額で、合わせて40万円の減額となっております。

8目土木債60万円の減額ということで、公共事業等で公共急傾斜地崩壊対策負担金で50万円の減額、村道等路面修繕工事のほうで10万円の減額となっております。

9目消防債50万円の減額ということで、過疎債のほうで30万円の減額、施設整備事業債のほうで20万円の減額ということで小型動力ポンプ付積載車に充当する分でございます。

10目教育債120万円の減額、はなのき会館の大規模改修事業に充当するもので、いずれも事業費の確定によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

### 3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は372万円の増額でございます。説明欄を御覧いただきまして、総務一般管理費のほうですけれども、臨時職員等の社会保険料ということで110万円の追加をお願いするものでございます。こちらについては、3月分の支払いが4月分ということで1か月分落ちておりましたので、今回お願いするものでございます。誠に申し訳ありません。

賃金につきましては9万円の追加ということで、運転手の臨時賃金49万円を減額しまして、臨時雇用の賃金を58万円追加するというので9万円の追加になっております。旅費につきましては、特別職の旅費15万円の減額は、決算見込みにより減額するものでございます。積立金のふるさと思いやり基金積立金につきましては268万円で、2月分、3月分を基金に積み立るものでございます。その下の総務管理費各種負担金につきましては財源補正ということで、自主運行バスの補助金、減額された分を69万8,000円減額し、一般財源を69万1,000円充当する財源補正でございます。

5目財産管理費、補正額はゼロ円ということで、説明欄を見ていただきまして、物件管理費のほうでムクハウスの浄化槽の負担金3万7,000円を充当しまして、一般財源を3万7,000円減額するものでございます。総合行政情報システム運営費のほうにつきましては、補助金3万8,000円ありましたので充当させていただきまして、一般財源を3万8,000円減額する財源補正でございます。

6目企画費、こちらも補正額ゼロ円でございます。企画費一般のほうで空き家対策の補助金が10万円減額されましたので、その分を一般財源で埋めるものでございます。財源補正でございます。次の再生可能エネルギーの推進事業につきましては、基金の利子と売電収入につきましては3,000円を追加し、一般財源を3,000円減額する財源補正でございます。

12目地方創生事業費204万4,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、持続可能なネットワーク事業につきましては、アンテナショップの業務委託料の実績による減額ということで123万4,000円の減額でございます。林業・製材業・建築業担い手育成事業につきましては81万円の減額ということで、こちらは実績による減額でございます。

3項2目住民情報処理費、補正額は21万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、通知カード・個人カードの関連事務費の委任交付金ということで、実績によりJ-LISに支払うものが増えたものでございます。

続いて、4項2目参議院議員選挙費、補正額ゼロ円ということで、こちらも委託金の額の確定によりまして減りましたので、その分を一般財源で充当する財源補正でございます。

5項1目統計調査費、補正額ゼロ円で、こちら農林業センサスの県委託金の減少によりまして、その分を一般財源で充当する財源補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目住民福祉費、補正額は10万8,000円の追加でございます。住民福祉費一般で10万8,000円の追加ということで、こちらのほうは白川斎場の負担金の増加ということで、白川斎場のほうの修繕費が非常に増えたということで、今回要請がありましたので、修繕費の追加に伴う負担

金を増額するものでございます。国民年金事務費につきましては、補助金が追加されましたので、その分を充当し、一般財源2万9,000円を減額する財源補正でございます。

2目福祉医療費、補正額ゼロ円ということで、こちらは過疎対策債の減額による財源補正ということで、地方債140万円を減額し、その分を一般財源で埋めるものでございます。

3目保健福祉費、補正額は299万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、障害者地域生活支援事業につきましては58万5,000円の追加をお願いするものでございます。こちらについては、若干見積もり違いがありまして不足額が生じたため、今回追加させていただくものでございます。誠に申し訳ありません。

経済対策プレミアム付商品券につきましては、358万4,000円の減額でございます。需用費の消耗品費のほうで2万8,000円の減額、役務費の郵便料で7万7,000円の減額、委託料で5万円の減額、補助金ではプレミアム商品券のほうの補助で318万1,000円の減額、事務支援補助金ということで24万8,000円の減額ということで、これにつきましては、事業費の確定による減額でございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費、補正額は30万円の減額でございます。子育て支援総合推進事業費の出産祝い金について、事業費が確定しましたので30万円の減額とするものでございます。

2目認可保育所費、補正額ゼロ円でございますが、こちらは保育士の受託料を1万円充当しまして、一般財源を1万円減らす財源補正でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額はゼロ円ということで、保健衛生総務費の一般で感染症予防の補助金のシステム改修分が増加された分と、過疎債減額による財源補正を行うものでございます。

2目予防費、補正額は4万8,000円の追加でございます。予防接種事業では、感染症予防の補助金の減額による財源補正で一般財源を11万4,000円つけるものでございます。その下の未熟児養育医療事業費につきましては、前年度の国庫負担金の返還金が生じたので、4万8,000円追加をお願いするものでございます。

5目環境対策費95万円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、環境総務費では85万円の減額でございます。職員の超勤手当で40万円、臨時雇用賃金で45万円の減額ということで不用額を減額するものでございます。自然保護事業につきましては10万円の減額で、景観保全事業補助金の事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項6目廃棄物対策費でございます。補正額は92万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、一般廃棄物対策事業のほうでは77万4,000円の減額でございます。需用費のごみ袋印刷費で40万円、役務費で動物死骸等の処理手数料が10万円の減額、委託料で廃乾電池の収集処理委託料が12万4,000円の減額、補助金でP T Aに対します資源回収の補助金15万円の減額ということでそれぞれ実績による減額でございます。産業廃棄物対策事業15万5,000円の減額でございます。こちらは役務費の不法投棄物等処理手数料5万5,000円の減額、委託料で産廃収集運搬委



託料が10万円の減額ということで実績による減額でございます。

6款1項2目農業総務費、補助額は8万1,000円の減額でございます。農業総務費の報償費で1万7,000円の減額でございます。こちらは記念品を準備しておりましたが、実行委員会の会計から支払ったことによりまして、今回減額するものでございます。旅費につきましては6万4,000円の減額ということで、予定していた出張を取りやめたものでございます。

3目農業振興費、補正額11万5,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、農業振興費各種補助金では7万4,000円の減額でございます。地産地消事業の補助金2万4,000円の減額、それから農業用償却資産の整備支援事業ということで5万円の減額で、いずれも事業費の確定による減額でございます。環境保全型農業直接支払交付金事業については4万1,000円の減額ということで、事業費の確定によるものでございます。

4目農業構造改善事業費9万9,000円の減額ということで、こちらのほうは公園化構想の推進事業の中で施設修繕が発生しなかったため、今回減額させていただくものでございます。

7目農地費69万7,000円の減額でございます。農地総務費で臨時雇用賃金が5万円の減額、県単農業用施設整備工事で64万6,000円の減額、これは小笹用水の修繕工事の額の確定によるものでございます。積立金、農用地等保全対策基金積立金1,000円の減額で、こちらは実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目林業総務費、補正額は17万円の追加でございます。林業総務費で旅費について13万1,000円の減額で、決算見込みによる減額でございます。積立金につきましては、豊かな森づくり基金の積立金30万円は、指定寄附金の積立てが主なものでございますし、森林環境譲与税基金積立金1,000円につきましては、1,000円追加されたものを積み立てるものでございます。

2目林業振興費292万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧いただきまして、一般林業振興費では96万9,000円の減額でございます。榊苗圃場の整備の補助金ということで、山に生きる会に対します補助金について、苗代と資材代だけにして事業を精査したものでございます。有害鳥獣捕獲事業50万8,000円の減額で、報償費につきまして41万2,000円の減額、こちらは実績による減額でございます。補助金で有害鳥獣捕獲事業補助金9万6,000円の減額でございますが、こちらは前年度が禁猟となって登録がなくなったということで全て皆減させていただいております。100年の森林づくり構想事業は56万6,000円の減額ということで、報償費のオブザーバーの謝礼16万6,000円の減額と計画作成の謝礼40万の減額ということで、オブザーバーにつきましては、この構想事業の策定のときに日にちを間違えられてお越しにならなかったことでお支払いしておりませんし、謝礼につきましては、該当される方が村の臨時職員になったということで謝礼を減額させていただくものでございます。自伐林家型地域森林整備事業につきましては88万3,000円の減額でございます、こちらは事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は400万円の減額でございます。内容につきまして、ふ

るさと納税の還元記念品で400万の減額ということで、ふるさと納税のほうが増減しましたので、その返礼品も伴って減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額は13万2,000円の減額でございます。公共施設等自主修繕支援事業13万2,000円の減額ということで、事業費の確定による減額でございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額は30万3,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業のほうで原材料費のほうが増減ということで実績による減額でございますし、村道等の路面修繕工事については9万5,000円減額ですが、平向線の事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款3項1目住宅管理費、補正額はゼロ円ということで、住宅管理費のほうに住宅使用料等敷金を充当させていただきまして、一般財源を98万8,000円減額させていただきます財源補正でございます。

4項1目河川砂防費、補正額は22万5,000円の減額でございます。こちらは河川維持修繕工事ということで、中之谷の事業費の確定によりまして22万5,000円減額するものでございます。

9款1項2目消防施設費、補正額ゼロ円ということで、こちらのほうは小型動力ポンプ付積載車の地方債充当が減額されましたので、地方債を50万円減額し、一般財源50万円を充当する財源補正でございます。

10款4項2目公民館費、補正額ゼロ円ということで、こちらははなのき会館の管理費の大規模改修の地方債が減額となりましたので、地方債を120万円減額させていただき、一般財源120万円を充当する財源補正でございます。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

#### ○建設環境課長（有田尚樹君）

専第2号 令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。令和元年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,789万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年3月31日提出、東白川村長。

2ページから6ページを省略して、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1款2項1目手数料、補正額12万円の減、給水装置工事事業者指定手数料です。

3款1項1目繰越金、補正額452万6,000円の減、前年度繰越金です。収支のバランスを取らせて

いただきます。

8ページを御覧ください。

### 3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額59万円の減、説明を御覧ください。職員手当等、超勤手当10万円の減、公課費、消費税納付金49万円の減、納税額の確定によるものでございます。

1款1項2目使用料徴収費、補正額10万円の減、説明を御覧ください。賃金、臨時雇用賃金10万円の減。

3款1項1目施設維持管理費、補正額395万6,000円の減、説明を御覧ください。施設維持管理費、需用費、修繕料、施設修繕料158万円の減、委託料、水道施設保守点検委託料19万円の減、水道管路図デジタル化委託料28万8,000円の減、簡易水道ユーティリティー調達ほか業務委託料189万8,000円の減、共に事業費の確定によるものでございます。

続いて、下水道特別会計を御覧ください。

専第3号 令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。令和元年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,497万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年3月31日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから6ページを省略させていただいて、7ページを御覧ください。

### 2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額53万円の減、前年度繰越金です。収支のバランスを取らせていただきます。

8ページを御覧ください。

### 3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額7万円の増、説明を御覧ください。職員手当等、超勤手当7万円の増でございます。

2款1項1目施設維持管理費、補正額60万円の減、説明を御覧ください。役務費、手数料、これは汚泥の引き抜き料の確定によるものでございます。以上でございます。

## ○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

## ○村民課長（安江修治君）

専第4号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,096万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年3月31日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただき、7ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額26万円の減額でございます。説明のほうでは、特別徴収保険料の現年分の確定によるものでございます。

2目普通徴収保険料、補正額199万2,000円の追加となります。説明のほうを御覧ください。普通徴収保険料の現年分の確定による追加となります。下のところでは、普通徴収保険料の過年分の、こちらも確定による減額でございます。

次のページを御覧ください。

## 3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額173万2,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきますと、後期高齢者医療広域連合の納付金は収支のバランスを取らせていただくもので、広域連合への負担金として納めるものでございます。以上になります。

### ○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

### ○6番（桂川一喜君）

一般会計、19ページの中ほどにあります経済対策プレミアム付商品券事業の確定によつてのマイナス補正なんですけれども、この件につきましてちょっとお伺いしたいのは、販売ベースで予定よりもこれだけ落ち込んだのか、販売はある程度行われているんですけど、最終的に使われなかったことによる換金ベースでの状態なのか、ちょっと知りたいのでお答えをお願いいたします。

### ○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

### ○保健福祉課長（安江透雄君）

桂川議員の質問ですが、当初に予算で上げさせていただいたときは、国の見込みによる税収のない方ということで上げさせていただきましたが、その後示された対象者の方というのが、もう既に半分以下の対象者の方になっておりまして、その時点でまず半分以下の金額になっていると。使用された方につきましては、全国的に3割ぐらいと言われておりますが、東白川村の場合は50%以

上の方に御使用いただきましたので、全国的に見ると多少高いかと思っております。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の23ページの中ほどにあります一般林業振興費ということで、山に生きる会に対する補助金の話でしたけれども、先ほど言われました最初の申請の中から人件費に当たる部分等を補助金から削減されたというお話でしたけれども、よく補助金の申請に対して、最終的に事業確定していく過程で中を精査されて、これは認める認めないというようなことが多々行われるわけなんですけれども、この辺のものは、最初の提示される時点で規則の中に初めから駄目だと書いてあるものを申請者が入れて申請してくる結果なのか、それとも、最初の段階ではそれほど厳しくしてないんですが、やっぱり事業精査していくときに財源が少ないとか、出費を抑えるような過程の中で、後づけでやっぱりこれは認められんというような動きがあるのか、ちょっとその辺を知りたいので、お答え願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

課長が代わっていますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

山に生きる会の榊の森をつくるという事業は、予算を組む時点ではなかなかまだ確定というか、要望は頂いておったんですけど、詳細まで決まっていなかったということで予算化をさせていただいて、その中で査定をさせていただく中で、やはり皆さんもそういう事業をやりたいということで手間代です、人件費も事業費の中にあつたんですけど、これは補助対象にしなくて、お互いに協力してやりましょうよという話合いをした結果、減額をさせていただく、こういうことにさせていただいたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと確認の質問ですけれども、今村長の口から、お互いという言葉がありましたので、先方、補助金を受けられる団体の方も、その旨については納得した上で、なるほどということで御協力いただいたということでよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

もちろんそうでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の19ページのところで、説明欄の一番上にあるところなんですけど、白川斎場の運営費負担金で専決で今出ているのが10万8,000円出ているんですけども、これに関して修繕費ということだったんですが、こういうものに関しては早めに分かっていると思うので、3月補正で出てきてもいいものだと思うんですけど、これに関しての説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

担当が前、私でしたので、説明させていただきます。

本来のこの負担金につきましては、3月補正までに上がってくるのが通常でございますが、白川町からの連絡のほうが非常に遅い時期でなかなか額も確定していないようで、3月補正の終わる時期を過ぎた後にこのような状態だということで連絡がありましたので、今回補正させていただきました。白川町との連絡が薄かったことを反省しておりますし、今後このようなことがないように十分注意していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第4号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第8号）

から専第4号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの4件については、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第25号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第25号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について。

東白川村職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年4月21日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員定数条例の一部を改正する条例。東白川村職員定数条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、職員の総数は変えずに現状に合わせた職員の適正配置を図るものでございます。

まず、職員定数の第2条の中の表でございます。区分1の村長の事務部局の一般職員の定数を1人減らして54人にします。内訳は本庁職員を3人増やして診療所職員を3人減らし、母子健康センター職員をなくします。これに単純労務職員を1人加えて合計を55人とします。

次に、区分7の教育委員会の所管に属する学校その他の事務部局の定数を1人増やして7人にします。内訳は保育園職員を1人増やし、合計も7人とするものでございます。一般の職員の定数が68人、単純労務職員が3人、合計71人の総数には変更ありません。

本文にお戻りいただきたいと思えます。

附則、施行期日、1. この条例は、公布の日から施行し令和2年4月1日から適用する。以上で  
ございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと1個だけお伺いしたいんですけども、職員の割当ての中に母子健康センターの職員がなくなるということは分かりましたけれども、これ、施設としての運用、もしくは職場としての名

称としての母子健康センターの職員の減ということで、施設としての運営についての今後の対応はこれで問題ないのかだけちょっと伺っておきます。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

本来、ここには助産師が1名おったわけですが、その助産師の仕事の部分につきましては、臨時等をお願いすることによりまして機能は維持していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第25号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第5、議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年4月21日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。



東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表につきましては、3ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、一般職の給与に関する法律の一部が改正されまして、非常勤消防団員等の損害賠償基礎額が変更されたことと、民法の一部改正により障害補償年金等の支給停止期間等に用いる利率の改正が行われたことによります改正でございます。

では、3ページをお願いいたします。

第5条第2項第1号につきましては、「以下「事故発生の日」という。」ことを加えることで、原因となる期日を明確化するものでございます。

第2号につきましては、法改正により基礎額を100円引き上げて8,900円に改正するものでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。

第3項につきましては、第2項第1号の「以下「事故発生の日」という。」文言を加えたことによる整理でございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

第3条の4第5項第2号及び第6項、それから6ページの第4条第7項第2号及び7ページの第8項の一連の改正につきましては、法改正による障害補償年金の算出額の利率について、事故発生日における法定利率に改正するものでございます。

別表を御覧いただきたいと思います。

第5条関係につきましては、備考の第1項については、第5条第2項第1号の改正により文言を整理するものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

補償の基礎額表につきまして、上段が改正案、下の欄が現行でございます。団長及び副団長の勤務年数10年未満については1万2,440円に、10年以上20年未満については1万3,320円に、分団長及び副分団長の10年未満は1万670円に、10年以上20年未満では1万1,550円に、20年以上は1万2,440円に、部長、班長及び団員の10年未満は8,900円、10年以上20年未満は9,790円、20年以上は1万670円にそれぞれ引き上げるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、この条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の

例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第27号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第27号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,945万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年4月21日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正の説明を省略させていただいて、4ページの第2表を説明させていただきます。

第2表 地方債補正。

左側が変更前、右が変更後になります。

過疎対策事業につきまして、420万円を追加して2億2,020万円に限度額を増額するものでございます。

ほかの起債の方法、利率、償還の方法は変更ありませんので、省略させていただきます。

次に、事項別明細書を省略させていただきますので、8ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額は1,025万8,000円の増額でございます。収支のバランスを取るものでございます。

20款1項6目農林水産業債、補正額は420万円の増額でございます。中川原水辺公園の倉庫整備事業に充当するものでございます。

続いて、歳出でございます。

2款1項13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は1,021万7,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして508万7,000円の追加をお願いするものでございます。需用費の事業系消耗品費としましては、マスクを3万枚、消毒液、加湿器、それから村長、教育長から役場をつなぐウェブカメラ等を購入する費用でございます。使用料及び賃借料の施設借り上げ料につきましては、感染者等がもし発生したような場合に施設の借り上げを行うような費用でございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対策おべんとう券事業につきましては、513万円の追加をお願いするものでございます。需用費で事業系の消耗品費で2万2,000円、印刷製本費でおべんとう券の印刷費で9万円、役務費で郵便料が6万8,000円、補助金としまして、おべんとう券の補助金ということで495万円の追加をお願いするものでございます。

続いて、6款1項7目農地費、補正額424万1,000円の追加をお願いするものでございます。中川原水辺公園の管理費で、ステージ横に倉庫を増築する費用の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、14日に御説明したとおりでございます。

一般会計は以上でございます。

## ○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。45分から会議を再開いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

#### ○副議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま樋口春市さんから議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題にすることに決定いたしました。

#### ◎議長辞職の件

#### ○副議長（今井美和君）

追加日程第7として議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、樋口春市さんの除斥を求めます。

〔議長 樋口春市君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

#### ○議会事務局書記（居石浩之君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和2年4月21日、東白川村議会議長 樋口春市。以上です。

#### ○副議長（今井美和君）

お諮りします。樋口春市さんの議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道さん。

#### ○5番（今井美道君）

ただいま議長から出されました辞職願については、許可しないことを求めます。以上です。

○副議長（今井美和君）

異議がありましたので、起立によって採決します。

樋口春市さんの議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立がありません。したがって、樋口春市さんの議長の辞職は、許可しないことに決定いたしました。

樋口春市さんの除斥を解除します。

〔議長 樋口春市君 入場・着席〕

樋口春市さんに、議長の辞職が許可されなかったことを報告します。

ここで、樋口春市さんに御挨拶を頂きます。

○議長（樋口春市君）

ただいまは引き続き議長に選任を頂きましてありがとうございました。責任の重さを痛感しておるとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。今後とも村民の皆様方の御期待にお応えできるように議会一丸となって村の諸課題に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様方のさらなる御協力をよろしくお願いいたします。

また、村長をはじめ行政幹部の皆様方には、さらなる御支援と御協力を頂きますようよろしくお願いを申し上げ、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（今井美和君）

ここで、暫時休憩とします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま今井美和君から副議長辞職願が提出をされました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

---

◎副議長辞職の件

○議長（樋口春市君）

追加日程第8、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井美和君の除斥を求めます。

〔副議長 今井美和君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

#### ○議会事務局書記（居石浩之君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和2年4月21日、東白川村議会副議長 今井美和。以上です。

#### ○議長（樋口春市君）

お諮りします。今井美和君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

今井美和君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

今井美和君の除斥を解除します。

〔4番 今井美和君 入場・着席〕

今井美和君に、副議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

#### ○議長（樋口春市君）

追加日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江真治君及び安保泰男君、開票に立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、今井美道君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、今井美道君が副議長に当選されました。本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで、新副議長に御挨拶を頂きます。

#### ○新副議長（今井美道君）

ただいまは副議長に御選任いただきまして誠にありがとうございます。議長をお支えし、村民の方の御期待に沿えるような議会運営に努めてまいります。また、議員の皆様、また村長をはじめ役場執行部の皆様、それぞれのお立場で今後も御協力を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○議長（樋口春市君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として常任委員会委員の選任を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任の件

#### ○議長（樋口春市君）

追加日程第10、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

当議会は総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっており、全議員が総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に、議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前11時03分 休憩

---

午前11時05分 再開

**○議長（樋口春市君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

**○議会事務局書記（居石浩之君）**

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員長に今井美和議員、総務常任副委員長に安保泰男議員、産業建設常任委員長に桂川一喜議員、産業建設常任副委員長に安江健二議員。

以上で報告を終わります。

**○議長（樋口春市君）**

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので報告をします。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。



## ◎議会運営委員会委員の選任の件

### ○議長（樋口春市君）

追加日程第11、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、4番 今井美和議員、5番 今井美道議員、6番 桂川一喜議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井美和君、今井美道君、桂川一喜君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は法第105条の規定に基づき、委員会に出席します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時08分 再開

### ○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告をさせます。

### ○議会事務局書記（居石浩之君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員長に桂川一喜議員、同副委員長に今井美和議員。

以上で報告を終わります。

### ○議長（樋口春市君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定をしました。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時10分 再開

## ◎同意第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き、追加日程第12、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、今井美和君の除斥を求めます。

〔4番 今井美和君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年4月21日提出、東白川村長。

記、住所、加茂郡東白川村神土〇〇番地〇。氏名、今井美和。生年月日、昭和45年10月30日生まれ。

都合により今井美道氏が退任されましたので、新たに議会代表の監査委員に、今回、今井美和氏を選任するものであります。今井氏は議員として当選2回、副議長の経験もあり、幅広い分野でその高い見識で御活躍いただいているところでございます。よって、その経験を生かし、行財政のお目付役として高い視点で指導力を発揮していただけるものと思っております。今回、同意を求めるべく提出をさせていただきましたので、御審議をお願いします。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

今井美和君の除斥を解除します。

[4番 今井美和君 入場・着席]

今井美和君に、東白川村監査委員の選任につき議会が同意したことを告知します。

---

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員